

## 船橋市要保護世帯緊急援護資金貸付金要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市において生活保護法（昭和25年法律第144号）第7条に基づき生活保護を申請している要保護世帯であって、扶助費が支給されるまでの間、生活費の一部を援助する必要がある世帯に対し、要保護世帯緊急援護資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、これらの世帯の生活の安定を図ることを目的とする。

### (貸付けの対象世帯)

第2条 貸付けの対象世帯は、生活保護の申請中の世帯で、保護が適用される見込みのある世帯のうち、生活が著しく困窮しており、扶助費が支給されるまでの間、生活費の一部を援助する必要があると市長が認める世帯とする。

### (貸付けの額)

第3条 前条に定める対象世帯への貸付けの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で市長が必要があると認める額とする。

- (1) 単身世帯 15,000円以内
- (2) 単身世帯（居住地が明確でない者（ホームレス等）であって、居宅生活可能と認められる、金融機関口座を有していない者） 50,000円以内
- (3) 単身世帯（居住地が明確でない者（ホームレス等）であって、居宅生活可能と認められる、金融機関口座を有している者） 25,000円以内
- (4) 2人世帯 30,000円以内
- (5) 3人以上世帯 45,000円以内

### (貸付けの利子)

第4条 貸付けの利子は、無利子とする。

### (貸付けの手続)

第5条 資金の貸付けを受けようとする世帯（以下「申請世帯」という。）は、所定の申請書に必要事項を記入の上、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、貸付けの要否、貸付額を決定し、貸付けの必要が認められるときは、申請世帯に対し貸付承認書を交付し、貸付けの必要が認められないときは、申請世帯に対し貸付不承認書を交付する。

3 市長は、前項の規定により貸付けを承認した世帯から、借用書を徴した上で、速やかに資金を貸し付けるものとする。

### (償還の手続)

第6条 市長は、前条第2項の規定により貸付を承認した世帯（以下「貸付世帯」という。）に対し、速やかに納入通知書を発行し、通知しなければならない。

2 貸付世帯のうち、生活保護の開始が決定された世帯は、最初の扶助費支給のときに、

貸付けを受けた額を納入通知書により一括償還しなければならない。なお、初回に扶助費の支給がなく、本人支払額が発生する世帯は、保護決定後速やかに一括償還しなければならない。

- 3 貸付世帯のうち、生活保護申請の却下が決定された世帯又は生活保護申請を取り下げた世帯は、速やかに貸付を受けた額を納入通知書により一括償還しなければならない。  
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、貸付の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。